

環境省告示第四十六号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）等の一部を次のように改正し、平成三十一年三月二十日から適用する。

平成三十一年三月二十日

環境大臣 原田 義昭

（水質汚濁に係る環境基準についての一部改正）

第一条 昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよつに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」といふ。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものよつに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げないもの
 は、これを新たに追加する。

改正後			改正前		
別表1 人の健康の保護に関する環境基準			別表1 人の健康の保護に関する環境基準		
項目	基準値	測定方法	項目	基準値	測定方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法	全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 (規格 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水または海水を測定する場合にあつては、日本工業規格 K0170 - 7 の 7 の a) 又	六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法 (ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水または海水を測定する場合にあつては、日本工業規格 K0170 - 7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行う

		はb)に定める操作を行うものとする。)
(略)	(略)	(略)
総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
(略)	(略)	(略)
チウラム	0.006mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
(略)	(略)	(略)
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が

		ものとする。)
(略)	(略)	(略)
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
(略)	(略)	(略)
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
(略)	(略)	(略)
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びバイオ

		<p><u>多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、日本工業規格 K 0170 - 6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)</u>に定める方法又は規格 34.1.1c) (注²)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合に<u>あつては、これを省略することができる。)</u>及び付表 7 に掲げる方法</p>			<p>ンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合に<u>あつては、これを省略することができる。)</u>及び付表 6 に掲げる方法</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1,4 - ジオキサ ン	0.05mg / L 以下	付表 8 に掲げる方法
(略)		

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準

- 1 河川
 - (1) (略)
 - (2) (略)
 - ア
- (略)
- イ

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値		該当 水域
		全 室 素	全 <small>りん</small> 燐	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
測 定 方 法		規格 45.2、 45.3、45.4 又 は 45.6 (規格 45 の備考 3 を 除く。2 イに おいて同	規格 46.3 (規 格 46 の備考 9 を除く。2 イにおいて同 じ。) に定め る方法	(略)

1,4 - ジオキサ ン	0.05mg / L 以下	付表 7 に掲げる方法
(略)		

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準

- 1 河川
 - (1) (略)
 - (2) (略)
 - ア
- (略)
- イ

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値		該当 水域
		全 室 素	全 <small>りん</small> 燐	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
測 定 方 法		規格 45.2、 45.3、45.4 又 は 45.6 に定 める方法	規格 46.3 に 定める方法	(略)

	じ。)に定め る方法		
--	---------------	--	--

(略)

ウ・エ
(略)

2 (略)

附表1

<p>全シアンの測定方法</p> <p>1 試薬</p> <p>(1) 塩酸 (1 mol / L) 水 110ml に塩酸 10ml を加えたもの</p> <p>(2) 水酸化ナトリウム溶液 (200 g / L) 水酸化ナトリウム 200 g を水約 800 ml に溶かした溶液 を室温まで冷却し、水を加えて 1,000 ml としたもの</p> <p>(3) L (+) - アスコルビン酸</p> <p>(4) 水酸化ナトリウム溶液 (1 mol / L) 水酸化ナトリウム 40 g を水に溶かして 1,000ml とした</p>

--	--	--	--

(略)

ウ・エ
(略)

2 (略)

(新設)

もの

- (5) 水酸化ナトリウム溶液 (0.01 mol / L)
水酸化ナトリウム溶液 (1 mol / L) 10 ml に水を加えて 1,000 ml としたもの
- (6) ポリオキシエチレン (10) オクチルフェニルエーテル - エタノール溶液
ポリオキシエチレン (10) オクチルフェニルエーテル 50 g をエタノール (95) に溶かして 100ml としたもの
- (7) 蒸留試薬溶液 (pH 2 以下)
りん酸二水素カリウム 30 g、りん酸 30 ml 及び塩化カリウム 10 g を水に溶かした溶液とグリセリン 250 ml を混合し、水を加えて 1,000 ml としたもの
- (8) 発色用緩衝液 (pH7.2)
りん酸二水素カリウム 46.0 g 及び水酸化ナトリウム 8.0 g を水に溶かして 1,000 ml とした後、ポリオキシエチレン (10) オクチルフェニルエーテル - エタノール溶液 2 ml を加えたもの
- (9) 吸収溶液
水酸化ナトリウム溶液 (0.01 mol / L) 100 ml にポリオキシエチレン (10) オクチルフェニルエーテル - エタノール溶液 1 ml を加えたもの

(10) クロラミンT溶液

p-トルエンスルホンクロロアミドナトリウム三水合物 0.1 g を水に溶かして 100 ml としたもの（使用時に調製する。）

(11) 4 - ピリジンカルボン酸 - ピラゾロン溶液

4 - ピリジンカルボン酸ナトリウム四水和物 4 g を水約 150 ml に溶かした溶液と 3 - メチル - 1 - フェニル - 5 - ピラゾロン 1.5 g を *N*, *N* - ジメチルホルムアミド 20 ml に溶かした溶液を混合した後、水酸化ナトリウム (1 mol / L) 又は塩酸 (1 mol / L) で pH を 7.2 ± 0.2 に調整し、水を加えて全量を 200 ml としたもの（冷暗所で保存する。）

(12) シアン化物イオン標準液 (CN⁻ : 100 mg / L)

シアン化カリウム 250 mg を水酸化ナトリウム溶液 (0.01 mol / L) に溶かして全量フラスコ 1,000 ml に移し入れ、水酸化ナトリウム溶液 (0.01 mol / L) を標線まで加えたもの（濃度を規格 38.2 a) 7) によって標定する。）

(13) シアン化物イオン標準液 (CN⁻ : 10 mg / L)

シアン化物イオン標準液 (CN⁻ 100 mg / L) 10ml を全量フラスコ 100 ml に採り、水酸化ナトリウム溶液 (

0.01 mol / L) を標線まで加えたもの (使用時に調製する。)

(14) シアン化物イオン標準液 (CN^- : 1 mg / L)

シアン化物イオン標準液 (CN^- : 10 mg / L) 10 ml を全量フラスコ 100 ml に採り、水酸化ナトリウム溶液 (0.01 mol / L) を標線まで加えたもの (使用時に調製する。)

2 装置

装置の基本構成は(a)から(f)まで及び図 (ポンプの流速はコイルの内径により前後することがある。) による。

(a) 送液部

脈動の小さいポンプを用いること。

(b) 試料導入部

試料を吸引していないときは、水を吸引する機構を有するもの

(c) 蒸留器

145 に加熱可能なコイル状の細管が入った加熱槽、気液分離管及び水冷式冷却管で構成されたもの

(d) 反応部

化学的に不活性な内径約 1 ~ 2 mm の管で、デッドボリュームのできるだけ小さなガラス製又は合成樹脂製の

部品及び 60 の温度に加熱保持できる恒温槽で構成されたもの

(e) 検出部

波長 638 nm 付近での測定が可能な吸光光度検出器を用いること（反応後に気泡を除去した後に検出器により信号を観測する。データ処理装置などで信号処理をして検出における気泡の影響を除くことができる場合にあっては、気泡の除去をしなくてもよい。）。

(f) 記録部

検出器からの信号を記録できるもの

3 試料の採取及び保存

試料の採取には、共栓ポリエチレン瓶を用いる（化学的に不活性な共栓ポリプロピレン瓶、共栓ポリスチレン瓶又は共栓ポリカーボネート瓶を用いてもよい）。試験は試料採取後直ちに行う。直ちに試験できずに保存する場合は、水酸化ナトリウム溶液（200 g / L）又は水酸化ナトリウムを加えて、pH 約 12 とし、0 ~ 10 の暗所で保存する（残留塩素などの酸化性物質が共存する場合には、L（+）-アスコルビン酸を加えて完全に還元した後、pH 約 12 とする。）。

4 試験操作

(1) 分析装置及び検出器を作動できる状態にして、各種溶液

をポンプで送液し、ベースラインが安定するまで待つ。その際、流れの気泡の間隔が乱れていないことを確認する。

- (2) 予想される試料の濃度より高いシアン化物イオン標準液を分析装置に導入して、検出器の感度を調整する。
- (3) チオシアン酸イオンなどの共存物の影響がないように試料導入時間及び水による洗浄時間を設定する。
- (4) 定めた条件で標準液又は試料の一定量を試料導入部より導入して、ピークを記録する（10～20 試料ごとに、検量線の間濃度の検量線用標準液を測定し、検量線測定時の応答と比較して測定の結果に支障を与えないことを確認する。 ）。
- (5) 5 により作成した検量線を用いて全シアン濃度を求める（測定終了後は、流路内に残存する試薬溶液などを洗い流すために水などで各流路を十分に洗浄する。 ）。

5 検量線の作成

- (1) 試料中の全シアンの濃度に応じて検量線の適用範囲を決定する。
- (2) シアン化物イオン標準液（ CN^- ：10 mg / L）又はシアン化物イオン標準液（ CN^- ：1 mg / L）を水酸化ナトリウム溶液（0.01 mol / L）で希釈して5段階以上の濃度の検量線用標準液を調製する（測定に用いる分析条件で各々の検量

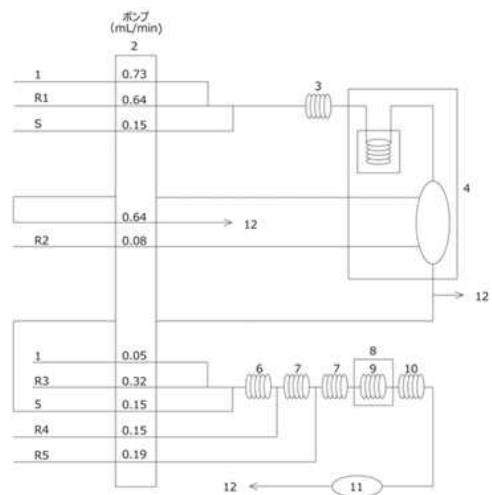
線用標準液を測定する。)。

(3) 試料と同様の条件で検量線用標準液を測定して検量線用標準液の濃度と吸光度又はその比例値のピーク高さから検量線を作成する。

(4) 検量線の作成は試料測定時に行う。

備考

- 1 油分又は還元性物質が共存する試料には本方法は使用できない。
- 2 試料の測定時のピーク形状に異常がなく、ベースラインの変動が測定の結果に支障を与えないことを確認する。試料測定時のピーク形状の異常やベースラインの変動が測定の結果に支障を与えると認められる場合は、本方法は使用できない。
- 3 この測定方法の定量下限は、0.1mg / Lである。
- 4 結果の検証のために、測定に用いた流路図及び測定のフロ - チャ - トなどを保管すること。
- 5 この測定方法における用語の定義その他でこの測定方法に定めない事項については、日本工業規格に定めるところによる。



R1 : 蒸留試薬溶液 (pH 2 以下)

R2 : 吸収溶液

R3 : 発色用緩衝液 (pH 7. 2)

R4 : クロラミン T 溶液

R5 : 4 - ピリジンカルボン酸 - ピラゾロン 溶液

S : 試料または水

1 : セグメントガス (空気)

2 : ポンプ

3 : 混合コイル (内径 1 ~ 2 mm , 長さ 0. 5 m)

- 4：蒸留器（145℃，細管の内径1～2mm，長さ3m）
- 5：留出液
- 6：混合コイル（内径1～2mm，長さ0.25～0.5m）
- 7：反応コイル（内径1～2mm，長さ0.25～0.5m）
- 8：恒温槽（60℃）
- 9：反応コイル（内径1～2mm，長さ2.5～3m）
- 10：冷却コイル（内径1～2mm，長さ1～2m）
- 11：検出器（波長638nm 光路長30mm）
- 12：廃液

付表2

（略）

付表3

アルキル水銀の測定方法

1 試薬

(1)～(3) （略）

(4) トルエン

予期保持時間付近にピークを生じないもの

(5) （略）

付表1

（略）

付表2

アルキル水銀の測定方法

1 試薬

(1)～(3) （略）

(4) ベンゼン

予期保持時間付近にピークを生じないもの

(5) （略）

- (6) 塩化メチル水銀標準原液又は塩化エチル水銀標準原液
塩化メチル水銀 0.125 g 又は塩化エチル水銀 0.132 g を
トルエンに溶かして 10ml としたもの（この溶液 1 ml は水
銀 10mg を含む。）
- (7) 塩化メチル水銀中間標準液又は塩化エチル水銀中間標準
液
塩化メチル水銀標準原液又は塩化エチル水銀標準原液を
トルエンで 100 倍に薄めたもの（この溶液 1 ml は水銀
0.1mg を含む。）
- (8) 塩化メチル水銀標準液又は塩化エチル水銀標準液
塩化メチル水銀中間標準液又は塩化エチル水銀中間標準
液をトルエンで 100 倍に薄めたもの（この溶液 1 ml は水
銀 0.001mg を含む。使用時に調製する。）
- 2 (略)
- 3 試料の採取及び保存
試料の採取及び保存は付表 2 の 3 に定める方法による。
- 4 試験操作
- (1) 試料 200ml を分液漏斗（容量 500ml）に採り、アンモニ
ア水又は塩酸で中和した後、塩酸酸性（2 mol / L）とする
（注 1）。この溶液にトルエン 50ml を加えて約 2 分間激し
く振り混ぜ、静置した後（必要があれば遠心分離を行

- (6) 塩化メチル水銀標準原液又は塩化エチル水銀標準原液
塩化メチル水銀 0.125 g 又は塩化エチル水銀 0.132 g を
ベンゼンに溶かして 10ml としたもの（この溶液 1 ml は水
銀 10mg を含む。）
- (7) 塩化メチル水銀中間標準液又は塩化エチル水銀中間標準
液
塩化メチル水銀標準原液又は塩化エチル水銀標準原液を
ベンゼンで 100 倍に薄めたもの（この溶液 1 ml は水銀
0.1mg を含む。）
- (8) 塩化メチル水銀標準液又は塩化エチル水銀標準液
塩化メチル水銀中間標準液又は塩化エチル水銀中間標準
液をベンゼンで 100 倍に薄めたもの（この溶液 1 ml は水
銀 0.001mg を含む。使用時に調製する。）
- 2 (略)
- 3 試料の採取及び保存
試料の採取及び保存は付表 1 の 3 に定める方法による。
- 4 試験操作
- (1) 試料 200ml を分液漏斗（容量 500ml）に採り、アンモニ
ア水又は塩酸で中和した後、塩酸酸性（2 mol / L）とする
（注 1）。この溶液にトルエン 50ml を加えて約 2 分間激し
く振り混ぜ、静置した後（必要があれば遠心分離を行

う。)、水層を別の分液漏斗(容量 500ml)に移し、トルエン層を保存する。水層に再びトルエン 50ml を加えて約 2 分間激しく振り混ぜ、静置した後、水層を捨てる。トルエン層を合わせ、塩化ナトリウム溶液(20w/v%) 20ml を加え、約 1 分間振り混ぜて洗浄し(注 2)、静置した後水層を捨てる。

(2) 残ったトルエン層に L シスチン・酢酸ナトリウム溶液 8 ml を加えて約 2 分間激しく振り混ぜ、静置した後(必要があれば遠心分離を行う。)、水層を分液漏斗(容量 20~30ml)に移し、塩酸 2 ml とトルエン 5 ml を加えて約 2 分間激しく振り混ぜ、静置した後水層を除き、トルエン層を共栓付き試験管に移す(注 3)。

(3) (略)

(4) 測定の結果得られたピークがメチル水銀化合物又はエチル水銀化合物によるものかどうかを判定するため、測定に使用した共栓付き試験管内のトルエン層の残部の 1 ml を別の共栓付き試験管に採り、L シスチン・酢酸ナトリウム溶液 1 ml を加えて約 2 分間激しく振り混ぜ、静置した後、トルエン層から、先にガスクロマトグラフに注入したトルエンと同量のをマイクロシリンジに採り、ガスクロマトグラフに注入する。この結果、先に得られたピークの

う。)、水層を別の分液漏斗(容量 500ml)に移し、トルエン層を保存する。水層に再びトルエン 50ml を加えて約 2 分間激しく振り混ぜ、静置した後、水層を捨てる。ベンゼン層を合わせ、塩化ナトリウム溶液(20w/v%) 20ml を加え、約 1 分間振り混ぜて洗浄し(注 2)、静置した後水層を捨てる。

(2) 残ったベンゼン層に L シスチン・酢酸ナトリウム溶液 8 ml を加えて約 2 分間激しく振り混ぜ、静置した後(必要があれば遠心分離を行う。)、水層を分液漏斗(容量 20~30ml)に移し、塩酸 2 ml とベンゼン 5 ml を加えて約 2 分間激しく振り混ぜ、静置した後水層を除き、ベンゼン層を共栓付き試験管に移す(注 3)。

(3) (略)

(4) 測定の結果得られたピークがメチル水銀化合物又はエチル水銀化合物によるものかどうかを判定するため、測定に使用した共栓付き試験管内のベンゼン層の残部の 1 ml を別の共栓付き試験管に採り、L シスチン・酢酸ナトリウム溶液 1 ml を加えて約 2 分間激しく振り混ぜ、静置した後、ベンゼン層から、先にガスクロマトグラフに注入したベンゼンと同量のをマイクロシリンジに採り、ガスクロマトグラフに注入する。この結果、先に得られたピークの

位置にピークが認められない場合には、先のピークはメチル水銀化合物又はエチル水銀化合物によるものと判定する。

(5) (略)

(注1) (略)

(注2) 多量の無機水銀が存在する場合には、電子捕獲型検出器を用いたメチル水銀の位置に無機水銀によるピークを生ずることがあるので、入念に洗浄を繰り返す。また、洗浄後のトルエン層中に塩酸が残留しているとシスチンによるアルキル水銀の抽出が不完全になるので、染液が中性になるまで洗浄を繰り返す。

(注3)～(注5) (略)

5 (略)

備考

1 試料中にアルキル水銀化合物のトルエン抽出を妨害する成分が含まれている場合には、測定に用いた試料と同量の試料を採り、これに一定量の塩化メチル水銀標準液又は塩化エチル水銀標準液を加えて、本文4の操作を行い、その回収率を求めて本文4の(5)の算出結果を補正する。

2～4 (略)

位置にピークが認められない場合には、先のピークはメチル水銀化合物又はエチル水銀化合物によるものと判定する。

(5) (略)

(注1) (略)

(注2) 多量の無機水銀が存在する場合には、電子捕獲型検出器を用いたメチル水銀の位置に無機水銀によるピークを生ずることがあるので、入念に洗浄を繰り返す。また、洗浄後のベンゼン層中に塩酸が残留しているとシスチンによるアルキル水銀の抽出が不完全になるので、染液が中性になるまで洗浄を繰り返す。

(注3)～(注5) (略)

5 (略)

備考

1 試料中にアルキル水銀化合物のベンゼン抽出を妨害する成分が含まれている場合には、測定に用いた試料と同量の試料を採り、これに一定量の塩化メチル水銀標準液又は塩化エチル水銀標準液を加えて、本文4の操作を行い、その回収率を求めて本文4の(5)の算出結果を補正する。

2～4 (略)

付表4 ~ 付表7

(略)

付表8

1, 4 - ジオキサンの測定方法

第1 活性炭抽出 - ガスクロマトグラフ質量分析法

1 ~ 4 (略)

5 検量線の作成

検量線標準液として使用するために、1, 4 - ジオキサン標準液を0 - 200 μ l の範囲で段階的に採り、それらにサロゲート溶液を加え5 μ g/ml となるようにし、アセトンで5ml に希釈する。また、サロゲート溶液を0 - 250 μ l の範囲で段階的に採り、それらに内標準液(4 - プロモフルオロベンゼン)を加え1 μ g/ml となるようにし、アセトンで5ml に希釈する。なお、検量線用標準液は、使用時に調製すること。

調製した検量線用標準液を、それぞれ1 ~ 2 μ l ずつガスクロマトグラフに注入し、対象物質及びサロゲート物質並びにサロゲート物質及び内標準物質(4 - プロモフルオロベンゼン)のピーク面積比により検量線を作成し、前者を対象物質の定量に、後者をサロゲートの回収率の算出に

付表3 ~ 付表6

(略)

付表7

1, 4 - ジオキサンの測定方法

第1 活性炭抽出 - ガスクロマトグラフ質量分析法

1 ~ 4 (略)

5 検量線の作成

検量線標準液として使用するために、1, 4 - ジオキサン標準液を0 - 200 μ l の範囲で段階的に採り、それらにサロゲート溶液を加え5 μ g/ml となるようにし、アセトンで5ml に希釈する。また、サロゲート溶液を0 - 100 μ l の範囲で段階的に採り、それらに内標準液(4 - プロモフルオロベンゼン)を加え1 μ g/ml となるようにし、アセトンで5ml に希釈する。なお、検量線用標準液は、使用時に調製すること。

調製した検量線用標準液を、それぞれ1 ~ 2 μ l ずつガスクロマトグラフに注入し、対象物質及びサロゲート物質並びにサロゲート物質及び内標準物質(4 - プロモフルオロベンゼン)のピーク面積比により検量線を作成し、前者を対象物質の定量に、後者をサロゲートの回収率の算出に

用いる。

第2・第3 (略)

備考 (略)

(削除)

付表 11

ノニルフェノールの測定方法

1 試薬

(1) (略)

(2) ヘキサン

日本工業規格 K 8825 に定めるもの (注 2)

(3) アセトン

日本工業規格 K 8040 に定めるもの (注 2)

(4) ~ (11) (略)

(注 1) ~ (注 3) (略)

2 ~ 4 (略)

備考 (略)

付表 12

用いる。

第2・第3 (略)

備考 (略)

付表 8 削除

付表 11

ノニルフェノールの測定方法

1 試薬

(1) (略)

(2) ヘキサン

日本工業規格 K 8025 に定めるもの (注 2)

(3) アセトン

日本工業規格 K 8840 に定めるもの (注 2)

(4) ~ (11) (略)

(注 1) ~ (注 3) (略)

2 ~ 4 (略)

備考 (略)

付表 12

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の測定方法

1 試薬

(1)～(7) (略)

(8) 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(以下「LAS」という。)標準原液(各1mg/ml)

デシルベンゼンスルホン酸ナトリウム(C10-LAS)標準品、ウンデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム(C11-LAS)標準品、ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム(C12-LAS)標準品、トリデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム(C13-LAS)標準品及びテトラデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム(C14-LAS)標準品各100mgをそれぞれ別の全量フラスコ100mlに採り、メタノールを標線まで加えたもの(注3)

(9)～(13) (略)

(注1)～(注4)

2～4 (略)

備考 (略)

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の測定方法

1 試薬

(1)～(7) (略)

(8) 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(以下「LAS」という。)標準原液(各1mg/ml)

デシルベンゼンスルホン酸ナトリウム(C10-LAS)標準品、ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム(C11-LAS)標準品、ウンデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム(C12-LAS)標準品、トリデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム(C13-LAS)標準品及びテトラデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム(C14-LAS)標準品各100mgをそれぞれ別の全量フラスコ100mlに採り、メタノールを標線まで加えたもの(注3)

(9)～(13) (略)

(注1)～(注4)

2～4 (略)

備考 (略)

(医薬品に記される全量フラスコ検査方法 | 部改出)

第二条 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよつに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよつに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

第二 検定の方法

(略)

<p>一 アルキル水銀化合物</p>	<p>昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（以下「水質環境基準告示」という。）付表三（同表に規定する「トルエン」は「ベンゼン」と読み替える。）及び昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（以下「排水基準告示」という。）付表三に掲げる方法</p>
<p>二 水銀又はその化合物</p>	<p>水質環境基準告示付表二に掲げる方法</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>九 PCB</p>	<p>水質環境基準告示付表四に掲げる方法又は日本工業規格K〇〇九三（二〇〇六）に定める方法（海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、同方法の試験操作のうち、くキサソ抽出、アルカリ分解及び抽出液の濃縮を別表第一に掲げる方法により行つものとし、シリカゲルカラムクロマト管による妨害物質の除去操作を行つた後の溶液は検定が可能な</p>

第二 検定の方法

(略)。

<p>一 アルキル水銀化合物</p>	<p>昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（以下「水質環境基準告示」という。）付表二及び昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（以下「排水基準告示」という。）付表三に掲げる方法</p>
<p>二 水銀又はその化合物</p>	<p>水質環境基準告示付表一に掲げる方法</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>九 PCB</p>	<p>水質環境基準告示付表三に掲げる方法又は日本工業規格K〇〇九三（二〇〇六）に定める方法（海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、同方法の試験操作のうち、くキサソ抽出、アルカリ分解及び抽出液の濃縮を別表第一に掲げる方法により行つものとし、シリカゲルカラムクロマト管による妨害物質の除去操作を行つた後の溶液は検定が可能な</p>

	定量限界が得られる量（例えば二ミリリットル）まで濃縮するものとする。）
(略)	(略)
二〇 チウラム	水質環境基準告示付表五に掲げる方法（第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、同方法の試験操作のうち前処理における試料の量を百ミリリットルとし、海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、同方法の試験操作のうち前処理を別表第四に掲げる方法により行うものとする。）
二一 シズシン	水質環境基準告示付表六に掲げる方法（第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、同方法の試験操作のうち前処理における試料の量を百ミリリットルとし、海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、同方法の試験操作のうち前処理を別表第

	定量限界が得られる量（例えば二ミリリットル）まで濃縮するものとする。）
(略)	(略)
二〇 チウラム	水質環境基準告示付表四に掲げる方法（第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、同方法の試験操作のうち前処理における試料の量を百ミリリットルとし、海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、同方法の試験操作のうち前処理を別表第四に掲げる方法により行うものとする。）
二一 シズシン	水質環境基準告示付表五に掲げる方法（第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、同方法の試験操作のうち前処理における試料の量を百ミリリットルとし、海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、同方法の試験操作のうち前処理を別表第

	四に掲げる方法により行うものとする。)
二三 チオベンカル ブ	水質環境基準告示付表六に掲げる方法(第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、同方法の試験操作のうち前処理における試料の量を百ミリリットルとし、海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、同方法の試験操作のうち前処理を別表第四に掲げる方法により行うものとする。)
(略)	(略)
三四 一・四 ジオ キサン	イ 第一の三に掲げる検液、埋立処分を行おうとする汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したものと並びに海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、水質環境基準告示付表八に掲げる方法(同方法の試験操作のうち前処理における試料水の量を二十ミリリットルと

	四に掲げる方法により行うものとする。)
二三 チオベンカル ブ	水質環境基準告示付表五に掲げる方法(第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、同方法の試験操作のうち前処理における試料の量を百ミリリットルとし、海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、同方法の試験操作のうち前処理を別表第四に掲げる方法により行うものとする。)
(略)	(略)
三四 一・四 ジオ キサン	イ 第一の三に掲げる検液、埋立処分を行おうとする汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したものと並びに海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、水質環境基準告示付表七に掲げる方法(同方法の試験操作のうち前処理における試料水の量を二十ミリリットルと

	し、活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。) □ (略)
備考 (略)	

別表第一

有姿のまま採取した試料をビーカーにとり、金属製以外のくらを用いて小塊^かをつぶし、均質な状態としたものを二ミリメートル目の合成繊維製ふるい^いにかけ、通過したものから必要な量(二十グラム以上三十グラム以下)を正確に計り取り、これを還流冷却器付フラスコに入れ、水酸化カリウムのエチルアルコール溶液五十ミリリットルを加え、約一時間水浴上で加熱分解を行い、摂氏約五十度になるまで放冷し、へキサン五十ミリリットルを加えて振り混ぜる。静置して室温になるまで放冷し、グラスウール又はグラスファイバーフィルターペーパー(GFP)を敷いたロートを用いてろ過し、分液ロートに入れる。フラスコの内容物をへキサン二十ミリリットルずつで三回洗い、洗液をろ過して分液ロートに合わせる。分液ロート中の水の量が約五十ミリリットルになるように水を加えて緩やかに振り混ぜた後、へキサンが十分分離するまで静置する(エマルジョンを生ずる場合は、エチルアルコ

	し、活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。) □ (略)
備考 (略)	

別表第一

有姿のまま採取した試料をビーカーにとり、金属製以外のくらを用いて小塊^かをつぶし、均質な状態としたものを二ミリメートル目の合成繊維製ふるい^いにかけ、通過したものから必要な量(二十グラム以上三十グラム以下)を正確に計り取り、これを還流冷却器付フラスコに入れ、水酸化カリウムのエチルアルコール溶液五十ミリリットルを加え、約一時間水浴上で加熱分解を行い、摂氏約五十度になるまで放冷し、へキサン五十ミリリットルを加えて振り混ぜる。静置して室温になるまで放冷し、グラスウール又はグラスファイバーフィルターペーパー(GFP)を敷いたロートを用いてろ過し、分液ロートに入れる。フラスコの内容物をへキサン二十ミリリットルずつで三回洗い、洗液をろ過して分液ロートに合わせる。分液ロート中の水の量が約五十ミリリットルになるように水を加えて緩やかに振り混ぜた後、へキサンが十分分離するまで静置する(エマルジョンを生ずる場合は、エチルアルコ

ール数ミリリットルを加えて緩やかに振り混ぜる。)。くキサソ層を分離し、水層を他の分液ロートに移し入れ、再びくキサソ五十三ミリリットルを加えて同様に抽出を行い、くキサソ層を先の分液ロートに合わせる。更にくキサソ層を水百ミリリットルずつで緩やかに振り混ぜながら三回水洗いし、十分に水を分離する。くキサソ層に無水硫酸ナトリウム約十グラムを加えて脱水した後、濃縮器を用いて全量が約五ミリリットルになるまで濃縮する。

備考

本表における用語その他の事項で本表に定めのないものについては、水質環境基準告示付表四又は日本工業規格K〇〇九三(二〇〇六)に定めるところによる。

別表第四

前処理は、(一)に掲げるアセトン抽出を行った後、(二)に掲げる溶媒抽出又は固相抽出のいずれかを行うこととし、空試験のための前処理は、(三)に掲げる操作を行うものとする。

(一)～(三) (略)

備考

本表における用語その他の事項で本表に定めのないものについては、水質環境基準告示付表五及び付表六に定めるところによる。

ール数ミリリットルを加えて緩やかに振り混ぜる。)。くキサソ層を分離し、水層を他の分液ロートに移し入れ、再びくキサソ五十三ミリリットルを加えて同様に抽出を行い、くキサソ層を先の分液ロートに合わせる。更にくキサソ層を水百ミリリットルずつで緩やかに振り混ぜながら三回水洗いし、十分に水を分離する。くキサソ層に無水硫酸ナトリウム約十グラムを加えて脱水した後、濃縮器を用いて全量が約五ミリリットルになるまで濃縮する。

備考

本表における用語その他の事項で本表に定めのないものについては、水質環境基準告示付表三又は日本工業規格K〇〇九三(二〇〇六)に定めるところによる。

別表第四

前処理は、(一)に掲げるアセトン抽出を行った後、(二)に掲げる溶媒抽出又は固相抽出のいずれかを行うこととし、空試験のための前処理は、(三)に掲げる操作を行うものとする。

(一)～(三) (略)

備考

本表における用語その他の事項で本表に定めのないものについては、水質環境基準告示付表四及び付表五に定めるところによる。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出し
 ようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部改正)

第三条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排
 出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和四十八年二月環境庁告示第十四号)の一
 部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ
 る規定の傍線を付した部分のよつに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当
 該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこ
 れに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこ
 れに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
第二 検定の方法 検定は、第一の検液、有機塩素化合物又は揮発性物質の検定に係 る水底土砂並びに揮発性物質の検定に係る汚泥及び汚泥を処分する	第二 検定の方法 検定は、第一の検液、有機塩素化合物又は揮発性物質の検定に係 る水底土砂並びに揮発性物質の検定に係る汚泥及び汚泥を処分する

ために処理したものにつき、次の表の各号上欄に掲げる金属等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げる方法により当該検液、当該水底土砂、当該汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものに含まれる金属等の重量（単位ミリグラム）を求めることにより行うものとする。

一 アルキル水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（以下「水質環境基準告示」という。）付表三及び昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（以下「排水基準告示」という。）付表三に掲げる方法
二 水銀又はその化合物	水質環境基準告示付表二に掲げる方法
(略)	(略)
九 ポリ塩化ビフェニル	水質環境基準告示付表四に掲げる方法又は日本工業規格K〇〇九三(二〇〇六)に定める方法
(略)	(略)
二八 チウラム	水質環境基準告示付表五に掲げる方法（前処理における試料の

ために処理したものにつき、次の表の各号上欄に掲げる金属等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げる方法により当該検液、当該水底土砂、当該汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものに含まれる金属等の重量（単位ミリグラム）を求めることにより行うものとする。

一 アルキル水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（以下「水質環境基準告示」という。）付表二及び昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（以下「排水基準告示」という。）付表三に掲げる方法
二 水銀又はその化合物	水質環境基準告示付表一に掲げる方法
(略)	(略)
九 ポリ塩化ビフェニル	水質環境基準告示付表三に掲げる方法又は日本工業規格K〇〇九三(二〇〇六)に定める方法
(略)	(略)
二八 チウラム	水質環境基準告示付表四に掲げる方法（前処理における試料の

	量は、百ミリリットルとする。)
二九 シマジン	水質環境基準告示付表六に掲げる方法(前処理における試料の量は、百ミリリットルとする。)
三〇 チオベンカルブ	水質環境基準告示付表六に掲げる方法(前処理における試料の量は、百ミリリットルとする。)
(略)	(略)
三三 一・四 ジオキサソ	水質環境基準告示付表八に掲げる方法(ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を二十ミリリットル以上二百ミリリットル未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)

	量は、百ミリリットルとする。)
二九 シマジン	水質環境基準告示付表五に掲げる方法(前処理における試料の量は、百ミリリットルとする。)
三〇 チオベンカルブ	水質環境基準告示付表五に掲げる方法(前処理における試料の量は、百ミリリットルとする。)
(略)	(略)
三三 一・四 ジオキサソ	水質環境基準告示付表七に掲げる方法(ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を二十ミリリットル以上二百ミリリットル未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)

(略)

(略)

(特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部改正)

第四条 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成四年七月厚生省告示第百九十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよつに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよつに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後

改 正 前

別表第三（第三号口、ホ及びへ関係）

第一 洗浄液試験法

(1)・(2) (略)

(3) 試験操作

ア (略)

イ ガスクロマトグラフによる分析

アで得られた試料溶液「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「水質環境基準」という。）の付表4の3(7)に定める方法によりガスクロマトグラフに注入して分析し、次に掲げる式により洗浄液中のPCB濃度（mg/kg）を求める。

$$\text{PCB濃度 (mg/kg)} = \text{PCB標準液の濃度 (mg/l)} \times \frac{\text{PCB標準液注入量} (\mu\text{l})}{\text{試料溶液注入量} (\mu\text{l})} \\ \times \frac{\sum \text{CB}_g (\%)}{\sum \text{CB}_0 (\%)} \times \frac{\text{試料溶液の量 (ml)}}{\text{試料採取量 (g)}}$$

備考 (略)

(4) (略)

備考

この試験方法における用語、試薬、器具及び装置その他の事項でこの試験方法に定めがないものについては、水質環境基準の付表4に定めるところによる。

第二 拭き取り試験法

(1)・(2) (略)

別表第三（第三号口、ホ及びへ関係）

第一 洗浄液試験法

(1)・(2) (略)

(3) 試験操作

ア (略)

イ ガスクロマトグラフによる分析

アで得られた試料溶液「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「水質環境基準」という。）の付表3の3(7)に定める方法によりガスクロマトグラフに注入して分析し、次に掲げる式により洗浄液中のPCB濃度（mg/kg）を求める。

$$\text{PCB濃度 (mg/kg)} = \text{PCB標準液の濃度 (mg/l)} \times \frac{\text{PCB標準液注入量} (\mu\text{l})}{\text{試料溶液注入量} (\mu\text{l})} \\ \times \frac{\sum \text{CB}_g (\%)}{\sum \text{CB}_0 (\%)} \times \frac{\text{試料溶液の量 (ml)}}{\text{試料採取量 (g)}}$$

備考 (略)

(4) (略)

備考

この試験方法における用語、試薬、器具及び装置その他の事項でこの試験方法に定めがないものについては、水質環境基準の付表3に定めるところによる。

第二 拭き取り試験法

(1)・(2) (略)

(3) 試験操作

ア～エ (略)

オ ガスクロマトグラフによる分析

エの操作で得られた試料溶液を水質環境基準の付表4の3(7)に定める方法によりガスクロマトグラフに注入して分析し、次に掲げる式により廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くずへのPCBの付着量(μg/100cm²)を求める。

$$\text{PCB表面付着量}(\mu\text{g}/100\text{cm}^2) = \text{PCB標準液の濃度}(\text{mg}/\text{l}) \times \frac{\text{PCB標準液注入量}(\mu\text{l})}{\text{試料溶液注入量}(\mu\text{l})} \\ \times \frac{\sum \text{CB}_g(\%) \times \text{試料溶液の量}(\text{ml})}{\sum \text{CB}_0(\%) \times \text{試料採取面積}(\text{cm}^2)} \times 100$$

(4) (略)

備考

この試験方法における用語、試薬、器具及び装置その他の事項でこの試験方法に定めがないものについては、水質環境基準の付表4に定めるところによる。

第三 部材採取試験法

(1)・(2) (略)

(3) 試験操作

ア～エ (略)

オ ガスクロマトグラフによる分析

エの操作で得られた試料溶液を水質環境基準の付表4の3(7)に定める方法によりガスクロマトグラフに注入して分析し

(3) 試験操作

ア～エ (略)

オ ガスクロマトグラフによる分析

エの操作で得られた試料溶液を水質環境基準の付表3の3(7)に定める方法によりガスクロマトグラフに注入して分析し、次に掲げる式により廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くずへのPCBの付着量(μg/100cm²)を求める。

$$\text{PCB表面付着量}(\mu\text{g}/100\text{cm}^2) = \text{PCB標準液の濃度}(\text{mg}/\text{l}) \times \frac{\text{PCB標準液注入量}(\mu\text{l})}{\text{試料溶液注入量}(\mu\text{l})} \\ \times \frac{\sum \text{CB}_g(\%) \times \text{試料溶液の量}(\text{ml})}{\sum \text{CB}_0(\%) \times \text{試料採取面積}(\text{cm}^2)} \times 100$$

(4) (略)

備考

この試験方法における用語、試薬、器具及び装置その他の事項でこの試験方法に定めがないものについては、水質環境基準の付表3に定めるところによる。

第三 部材採取試験法

(1)・(2) (略)

(3) 試験操作

ア～エ (略)

オ ガスクロマトグラフによる分析

エの操作で得られた試料溶液を水質環境基準の付表3の3(7)に定める方法によりガスクロマトグラフに注入して分析し

、次に掲げる式により廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くずへのPCBの付着量 (mg/kg) を求める。

$$\text{PCB部材付着量 (mg/kg)} = \text{PCB標準液の濃度 (mg/l)} \times \frac{\text{PCB標準液注入量} (\mu\text{l})}{\text{試料溶液注入量} (\mu\text{l})} \\ \times \frac{\sum \text{CB}_g (\%)}{\sum \text{CB}_0 (\%)} \times \frac{\text{試料溶液の量 (ml)}}{\text{試料採取量 (g)}}$$

(4) (略)

備考

この試験方法における用語、試薬、器具及び装置その他の事項でこの試験方法に定めがないものについては、水質環境基準の付表4に定めるところによる。

別表第四 (第三号二関係)

(1)・(2) (略)

(3) 試験操作

ア～エ (略)

オ ガスクロマトグラフによる分析

エの操作で得られた試料溶液を水質環境基準の付表4の3 (ウ)に定める方法によりガスクロマトグラフに注入して分析し、次に掲げる式により検液中のPCB濃度 (mg/l) を求める。

、次に掲げる式により廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くずへのPCBの付着量 (mg/kg) を求める。

$$\text{PCB部材付着量 (mg/kg)} = \text{PCB標準液の濃度 (mg/l)} \times \frac{\text{PCB標準液注入量} (\mu\text{l})}{\text{試料溶液注入量} (\mu\text{l})} \\ \times \frac{\sum \text{CB}_g (\%)}{\sum \text{CB}_0 (\%)} \times \frac{\text{試料溶液の量 (ml)}}{\text{試料採取量 (g)}}$$

(4) (略)

備考

この試験方法における用語、試薬、器具及び装置その他の事項でこの試験方法に定めがないものについては、水質環境基準の付表3に定めるところによる。

別表第四 (第三号二関係)

(1)・(2) (略)

(3) 試験操作

ア～エ (略)

オ ガスクロマトグラフによる分析

エの操作で得られた試料溶液を水質環境基準の付表3の3 (ウ)に定める方法によりガスクロマトグラフに注入して分析し、次に掲げる式により検液中のPCB濃度 (mg/l) を求める。

$$\text{PCB濃度(mg/l)} = \text{PCB標準液の濃度(mg/l)} \times \frac{\text{PCB標準液注入量}(\mu\text{l})}{\text{試料溶液注入量}(\mu\text{l})} \\ \times \frac{\sum \text{CB}_q(\%)}{\sum \text{CB}_0(\%)} \times \frac{\text{試料溶液の量(ml)}}{\text{検液の量(ml)}}$$

(4) (略)

備考

この試験方法における用語、試薬、器具及び装置その他の事項でこの試験方法に定めがないものについては、水質環境基準の付表4に定めるところによる。

$$\text{PCB濃度(mg/l)} = \text{PCB標準液の濃度(mg/l)} \times \frac{\text{PCB標準液注入量}(\mu\text{l})}{\text{試料溶液注入量}(\mu\text{l})} \\ \times \frac{\sum \text{CB}_q(\%)}{\sum \text{CB}_0(\%)} \times \frac{\text{試料溶液の量(ml)}}{\text{検液の量(ml)}}$$

(4) (略)

備考

この試験方法における用語、試薬、器具及び装置その他の事項でこの試験方法に定めがないものについては、水質環境基準の付表3に定めるところによる。

(南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第二十二條第二項の規定に基づき環境大臣が定める測定方法の一部改正)

第五條 平成九年十月環境庁告示第六十号(南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第二十二條第二項の規定に基づき環境大臣が定める測定方法)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよつに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前																
<p>南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第二十三条第二項の環境大臣が定める測定方法は、別表の上欄の有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第二十三条第二項の環境大臣が定める測定方法は、別表の上欄の有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>																
<p>別表</p>	<p>別表</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="266 943 647 995">有害物質の種類</th> <th data-bbox="647 943 1070 995">測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="266 995 647 1048">(略)</td> <td data-bbox="647 995 1070 1048">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 1048 647 1315">水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</td> <td data-bbox="647 1048 1070 1315">昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「環境基準告示」という。)付表二に掲げる方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 1315 647 1366">アルキル水銀化合物</td> <td data-bbox="647 1315 1070 1366">環境基準告示付表三に掲げる方</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質の種類	測定方法	(略)	(略)	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「環境基準告示」という。)付表二に掲げる方法	アルキル水銀化合物	環境基準告示付表三に掲げる方	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 943 1532 995">有害物質の種類</th> <th data-bbox="1532 943 1955 995">測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 995 1532 1048">(略)</td> <td data-bbox="1532 995 1955 1048">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 1048 1532 1315">水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</td> <td data-bbox="1532 1048 1955 1315">昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「環境基準告示」という。)付表一に掲げる方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 1315 1532 1366">アルキル水銀化合物</td> <td data-bbox="1532 1315 1955 1366">環境基準告示付表二に掲げる方</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質の種類	測定方法	(略)	(略)	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「環境基準告示」という。)付表一に掲げる方法	アルキル水銀化合物	環境基準告示付表二に掲げる方
有害物質の種類	測定方法																
(略)	(略)																
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「環境基準告示」という。)付表二に掲げる方法																
アルキル水銀化合物	環境基準告示付表三に掲げる方																
有害物質の種類	測定方法																
(略)	(略)																
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「環境基準告示」という。)付表一に掲げる方法																
アルキル水銀化合物	環境基準告示付表二に掲げる方																

ポリ塩化ビフェニル	法 環境基準告示付表四に掲げる方 法
(略)	(略)
チウラム	環境基準告示付表五に掲げる方 法
シマジン	環境基準告示付表六の第一又は 第二に掲げる方法
チオベンカルブ	環境基準告示付表六の第一又は 第二に掲げる方法
(略)	(略)

ポリ塩化ビフェニル	法 環境基準告示付表三に掲げる方 法
(略)	(略)
チウラム	環境基準告示付表四に掲げる方 法
シマジン	環境基準告示付表五の第一又は 第二に掲げる方法
チオベンカルブ	環境基準告示付表五の第一又は 第二に掲げる方法
(略)	(略)

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物の一部改正)

第六条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよつに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後			改正前		
別表			別表		
第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄
水銀又はその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム以下であること。	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号付表二に掲げる方法	水銀又はその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム以下であること。	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ほう素又はその化合物	検液一リットルにつきほう素一ミリグラム以下であること。	規格四十七・一若しくは四十七・三に定める方法又は昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号付表八に掲げる	ほう素又はその化合物	検液一リットルにつきほう素一ミリグラム以下であること。	規格四十七・一若しくは四十七・三に定める方法又は昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号付表七に掲げる

ふっ素又は その化合物	検液一リットルにつき ふっ素〇・八ミリグラム 以下であること。	方法 規格三十四・一に定め る方法又は昭和四十六 年十二月環境庁告示第 五十九号付表七に掲げ る方法
備考 (略)		
付録 (略)		

ふっ素又は その化合物	検液一リットルにつき ふっ素〇・八ミリグラム 以下であること。	方法 規格三十四・一に定め る方法又は昭和四十六 年十二月環境庁告示第 五十九号付表六に掲げ る方法
備考 (略)		
付録 (略)		